

長高支第 6981 号  
平成 27 年 2 月 5 日

地域包括支援センター受託法人  
代表者 様

長崎市長 田上 富久  
(公印省略)

「長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」  
及び「同条例施行規則」の制定について（通知）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を地方自治体の条例で定めることとなりました。

本市においても、関係事業者等の御意見を伺いながら策定した条例案が、本市における平成 26 年 11 月議会において可決され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

この条例の条文と内容については、次のとおりです。なお、2に記載している事項は、本市の独自基準で、これまでの基準とは取扱いが異なりますので、今後の事業運営に御留意をお願いします。

また、その他の条例の条項の運用については、これまでどおり厚生労働省令の基準の運用における厚生労働省通知等を適用することとします。

その他、併せてこの条例に係る施行規則を制定しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

1 条例の全文及び独自基準と省令との対照について

長崎市のホームページを御参照ください。

長崎市>事業者・産業振興>高齢者・介護保険・障害福祉>事業者へのお知らせ・関係法令>地域主権一括法に基づく長崎市条例の制定（高齢者福祉）

2 条例における本市の独自基準について

(1) 基本方針に被爆者援護サービスを位置付ける旨を追加（第3条関係）

長崎市においては、要介護認定者のうち約 4 割が被爆者です。現在も地域包括支援センターにおいては、被爆者援護サービス利用の援助等を行っ

ていることから、今回条例化に伴い、明確化しました。

- (2) 第1号被保険者数がおおむね6,000人を超える地域包括支援センターの職員配置基準を追加(第4条関係)

長崎市では、第1号被保険者数が6,000人を超える地域包括支援センターは19カ所のうち10カ所あります。今回の条例化に伴い、地域包括支援センターの更なる充実・強化を図るため、配置基準を明確化しました。

### 3 条例施行規則について

長崎市のホームページを御参照ください。

長崎市>事業者・産業振興>高齢者・介護保険・障害福祉>事業者へのお知らせ・関係法令>地域主権一括法に基づく長崎市条例の制定(高齢者福祉)